



信達の歳時記

「飯野つるし雛祭り」(福島市佐倉・佐久間邸にて)
福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影

ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<http://f-hojin.or.jp>

平成25年3月1日発行 第495号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクター けんたくん

2013

3

私のポケット

大河ドラマ「八重の桜」の視聴率が順調です。理由は、まず画面がきれいだから。二つには、時代背景と物語がわかりやすいからだともいう。「平成盛」は、その反対でした。しかし、あの時代は、あのように清潔に乏しく、重苦しい生活をしていたようです。時代背景を忠実に表現したことで視聴率が上がらなかったのかもしれない。

いつの世もどのような組織にも「リーダー」と言われる人は、重要です。リーダーは、「安心させること」が最大の役目です。何を安心させるのかというと「生活の営み」を。

人が仕事をし、子育てができ、生きていける、そんな簡単な安心のことなのですが、なかなか難しいものです。

昔は、殿様が領地を敵から守り、いわゆる民・農民の生活を守ってくれた。現代もそう変わりはないのだが、大きく異なることは、国民が安心して生活の営みができていないということである。何か欠如してしまった結果だと思ふ。

リーダーは、真に国民を思う政治家と官僚、自分のことだけを求めず、国のために働く企業家であり、人々の生活の営みに安心を与えていく人である。

(岩見記)

税 だより

《復興特別所得税の源泉徴収に係る留意事項について》

平成25年1月から平成49年12月までの間に生ずる所得について、源泉所得税を徴収する際に併せて復興特別所得税の源泉徴収が必要になります。

今回は、給与を支払う際に復興特別所得税の源泉徴収を要するか否かについて、事例をもとに説明します。

原則

契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与については、給与の収入すべき時期はその支給日となります。

1. 給与規程で給与の支給日が月末締め翌月10日払いとなっているため、平成24年12月分給与を平成25年1月10日に支払う場合

給与の支給日が平成25年1月10日のため、復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

2. 平成24年10月10日支給日の給与の支払いが、資金繰りの関係で平

成25年1月以降になった場合

平成24年10月に支払いが確定しているため、実際の支払いが平成25年1月1日以降になったとしても、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

《法人税申告書への適用額 明細書の添付について》

法人が平成23年4月1日以後終了する事業年度において、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、正しく記載した「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられますのでご注意ください。

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小(連結)法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が0又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

詳しくは、福島税務署にお尋ねください。

県税からのお知らせ

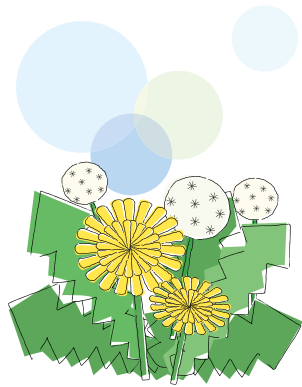
「自動車の変更登録を忘れずに！」

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者(割賦販売の場合は、使用者)に課税される県税です。

自動車を他人に譲ったり廃車するなどにより実際に自分が持っていないにもかかわらず、3月末日までに管轄の運輸支局などで所有権の移転や抹消の手続きを済ませていないと、引き続き元の所有者に課税されますのでご注意ください。

なお、転居したときに住民票を異動させても、車検証上の住所は一緒に異動しません。自動車税の納税通知書は、車検証上の所有者(割賦販売の場合は、使用者)の住所に送付されますので、運輸支局などでの住所の変更登録も忘れずに行ってください。

(県庁税務課)



平成25年度国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

税務のスペシャリストとして活躍するバイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署等において、調査・徴収・検査や指導を行います。

◇受験資格

- 1 昭和58年4月2日～平成4年4月1日生まれの者
- 2 平成4年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学を卒業した者及び平成26年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇受験申込受付期間

- ・インターネット…平成25年4月1日(月)午前9時～4月11日(木)【受信有効】
- ・郵送又は持参…平成25年4月1日(月)～4月2日(火)【通信日付印有効】

※ 詳しくは ……

国税専門官

検索



「平成25年度税制改正大綱について」

平成25年度税制改正大綱が平成25年1月29日に閣議決定されました。新聞やニュースをご覧になった方も多いことと思います。これを基に3月の年度末までに改正法案が作成され国会の承認を経て成立します。今年解散総選挙と政権交代により税制改正大綱の公表が例年より遅れました。「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の措置を講ずることとし、社会保障・税一体改革を着実に実施し、さらに震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずることとしております。

この大綱の主なポイントは次の3つです。①富裕層に対する課税の強化、②景気浮揚対策に資する制度の導入、③復興支援の税制措置に分類されます。①に関する施策は所得税の最高税率を40%から45%に、相続税・贈与税の最高税率を50%から55%に上げるものです。また、相続税の基礎控除が現在の6割(3000万円+6000万円×法定相続人の数)に圧縮されるので

相続税の申告者数は現在より倍増するものと想定されます。②の景気浮揚対策は、日本版ISA(500万円までの少額金融投資口座の非課税)、住宅ローン投資減税、子や孫が受贈者となる贈与税率の緩和、相続時精算課税及び事業承継税制の要件緩和、教育資金(1500万円)の一括贈与に関する贈与税の非課税措置、給与等支給を一定以上増加させた場合の増加額の10%の税額控除(所得拡大促進税制)の創設、雇用促進税制の拡充、中小企業の支出交際費800万円までの全額損金算入などです。③の復興支援の税制措置については、住宅ローン減税のかさ上げ、固定資産税等の課税免除等を1年延長、避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度と設備投資の即時償却や税額控除制度などです。なお、詳細はHPなどでご確認ください。

これらの優遇措置については納税者が選択して適用することが必要です。国と地方の財政は逼迫しており今後消費増税等の増税も避けて通れない状況の中、グローバルな視点で、減税の恩恵と景気対策にも寄与する経営を是非ご検討下さい。

東北税理士会福島支部 板倉雄一郎

村井幸三さんの「ヘーなるほど」

今回でこのコラムを閉じることにしました。

被災国である我が国ではあの悲惨な記念日へ変質しかけている印象が濃いのですが、世界では歴史に残る原子核の暴走の利用と位置づけ、人類の未来が根底から変わると予感し、多くのジャーナリストがその判断を支持しているのです。

いとうち2002年にアメリカの大手通信社APが全世界の加盟71社の協力でおこなった「20世紀の世界の10大ニュース」というアンケートを見つめました。

今世紀はまだはじまったばかり、どんな出来事がおきるかわかりませんが、広島・長崎・福島について、さらに新しい日本の地名が歴史の上にあることのないよう祈るばかりです。

このコラムを書き始めたのが2006年です。アンケートが発表になってから4年ほどたっているのですが、取り上げなかったのだろうと思うのですが、記事そのものはかなりの重要ニュースです。おそらく当時の新聞・テレビで報道されたはずで、あるいは皆さんの中にはお読みになった方がおいでかとも思うのですが、私にはどうもその記憶がまったくないのです。なにしろ最近ボケが酷いので、当時現役デスクだった2〜3人の友人に当たってみました。ところがこれまた覚えていないアというのです。そこで安心して書き始めたのですが、驚きを共有

ちなみに2位以下の事件は次のようです。
2位・ロシア革命、3位・第二次世界大戦、4位・人類が月に上陸、5位・ベルリンの壁崩壊、6位・ナチスドイツの敗北、7位・第一次世界大戦、8位・ライト兄弟の飛行機の発明、9位・ペニシリンの発明、10位・コンピュータの発明。



経営者 ややまひろし

会社
はやまひろし



株式会社 アブソープ

代表取締役

藤井 拓哉氏

(福島市栄町12-28)

TEL (024) 522-7219

个性的で不思議な雰囲気を持つている経営者と感じた。独立心にとみ若いときから苦労をしているせい、年齢よりは大人に見える。

最初、栄町のコンクリートボックスにあるアブソープに伺ったら、ここは男性の衣料品店で社員が「社長は置賜町の居酒屋におります」という。

川虎という中華料理屋の隣、昔フボーカメラのあった二階にその居酒屋はあった。私は以前、現在のFMポコのところで商売をしていたので、この辺りの地理にはくわしいが、この居酒屋には入ったことが無い。なんとなく入りにくいのだ。

階段を上っていくと、藤井社長が一人でいた。三十八歳だという。

「アブソープって何ですか」

「吸収する、吸い取る、と言う意味です」「お客や金を吸い取る、という意味ですか」「まあ、まあ」と苦笑する。

藤井社長は昭和四十九年、会津に生まれ、二歳のとき郡山に移った。父が福島の新扇堂に転勤となったため福島に移り、福島南高校を卒業。グ

ライフックデザインをやりたかったので、仙台の専門学校を卒業後、郡山のデザイン会社に就職した。その後、郡山の洋服店に入社。

平成十四年、二十八歳で独立、福島市の栄町に服飾販売店を開業した。国内生産のアメリカン・カジユアルブランドが中心で仙台にも店を開いたという。

七年後の平成二十一年、置賜町に「ゴールデン・ネバダ」というダイニングバーを開店した。アメリカ西部ネバダ州にちなんだ気楽に会話を楽しめる居酒屋という意味らしい。その雰囲気を楽しむお客が集まってくると言う。外人、僧侶、警察官、アナウンサー、芸術家など个性的で自由を好む人々が集まってきて気楽に会話を楽しみ、お客どうしが友人になるのも珍しくはないとか。社長の性格、人柄に引き寄せられてくるのであろう。

昼は服飾販売店で働き夜は飲食店で働き、従業員は三人だという。この外に移動販売車でホットドッグの専門店をやっているという話を聞いて驚いた。この人は不思議な人だと思った。

「しかし、いろんなお仕事を手掛けているんですね」

「いまの世の中、特に零細企業の経営は大変だと感じています」

「藤井さんのこれからの経営方針は、どのように考えていますか」

「そうですね。アンテナを高く伸ばして世の中の流れがどうなっていくか、しっかりと見極めたいと思っています。それにこの居酒屋にはいろんな業種の人々が集まってきましたので、社名のとおり、お客様の情報をたくさん吸収しながら、これからの進む道を探っていきたいと思っています」

若い経営者と不思議な居酒屋の雰囲気を背中に感じながら階段を降りてきた。

【3月のこよみ】

「チエルノブイリとくらべるわけか!」



25' 新春公開講演会 眞鍋政義監督を講師に

震災で避難されている相双地区の皆さんに、少しでも元気をだしていただくとう企画した相双法人会との共催の新春講演会は、講師に火の鳥NIPPON・全日本女子バレーボールチーム眞鍋政義監督を迎え、去る2月1日(金)午後3時よりウエディングエルティにおいて開催した。当日は「メダル獲得に向けた、全日本女子バレーの秘話、秘策、1Dバレー」をテーマに相双の方々や監督のファンの方々約200名が聴講された。

眞鍋監督は、選手一人一人に代表としての認識を持たせたこと、コーチを分業し責任を持たせたこと、また、ロンドンオリンピック開催中に竹下選手が左の人差し指を骨折していたこと等エピソードを交えながら話された。最後には参加者からの質問にも丁寧に答えられた。とても好評な講演会でした。



熱く語る眞鍋監督

